

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年10月16日（平成29年（行個）諮問第160号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行個）答申第167号）

事件名：本人からの申出により金融庁から特定会社に回付した書面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

文書1 特定財務局より特定年月日A及び特定年月日B付けで金融庁に回付した書面

文書2 金融庁より特定年月日C付けで特定証券会社に回付した書面

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月22日付け金監第654号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の一部につきその取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（資料は省略。）

- (1) 金融庁長官から、原処分を受けた。
- (2) その理由を法14条7号柱書きのためとしている。
- (3) しかしながら、本件処分は不開示であるから（原文ママ）
- (4) 本処分により審査請求人は法的権利又は利益を侵害されている。
- (5) 以上の点から本件処分のうち⑤に関する部分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁及び特定財務局長に対して行った平成29年2月24日付け保有個人情報開示請求（同日受付。以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は、法21条1項に基づき、同年3月8日付けで処分庁に移送された。）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき、同月22日付け金監第654号において本件開示請求に係る保有個人情報の一

部を不開示とした処分（原処分）をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は以下のとおりである。なお、本件開示請求は、当初、特定財務局長のみが宛先とされていたが、下記（３）及び（４）に係る保有個人情報については、金融庁で保有しているものであると認められたことから、審査請求人に確認の上、開示請求の宛先を「金融庁長官」及び「特定財務局長」と職権で補正したものである。

平成２９年１月６日に特定財務局の相談員へ相談した件について

- （１）特定財務局から金融庁へ送付した文書，送付日時
- （２）金融庁への送付先，住所，担当部署，電話番号
- （３）金融庁より証券会社への回付日時及びその文書
- （４）証券会社への回付部署（担当部署）

2 原処分について

- （１）処分庁は、本件開示請求に対し、文書１及び文書２に記録されている保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、その一部を不開示とする決定（原処分）をした。

- （２）原処分が、上記（１）のとおり決定した理由は以下のとおりである。

ア 文書１の不開示理由

不開示とした部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。当該情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、法１４条２号の不開示情報に該当するものとして、不開示とした。

イ 文書２の不開示理由

不開示とした部分には、当該金融機関への申出事案に対する当局の具体的対応等に関する情報が記載されている。当該情報が公になると、監督当局がどのような対応を行うのかが対外的に明らかとなり、監督行政の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法１４条７号柱書きに該当するものとして、不開示とした。

3 原処分の妥当性について

- （１）本件開示請求に係る保有個人情報について

ア 金融庁においては、金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点等について記載された監督指針を策定し、公表している。

そして、金融商品取引業者等に対する監督事務については「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を策定しており、金融庁担当課室及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以

下同じ。)は同監督指針に基づき、管轄金融商品取引業者等の監督事務を実施することとしている。

イ 同監督指針II-2によれば、金融商品取引業者等及び金融商品取引に関する相談・苦情等に対しては、金融庁にあっては金融サービス利用者相談室が、各財務局にあっては担当課室が、第一義的な受付窓口とされており、各財務局においては、金融商品取引業者等に関する相談・苦情等のうち、金融商品取引業者等に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、金融庁担当課室に報告することとされている。そして、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が金融商品取引業者等側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融商品取引業者等への情報提供を行うこととされている。

ウ 本件においては、審査請求人から、特定財務局に対し、特定証券会社の対応について相談等の申出がなされたところ、特定証券会社は金融庁管轄の金融商品取引業者であることから、同局は、当該申出内容を文書1に録取するとともに、金融庁担当課室である証券課へ回付し、同課は、文書2により、当該申出内容を特定証券会社へ伝達したものである。

(2) 法14条7号柱書きの不開示事由該当性について

上記のとおり、審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち、文書2に記録された保有個人情報で不開示とされた部分(以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めている。

そこで検討するに、本件不開示部分には、審査請求人からの申出についての金融庁の具体的な対応・処理方針が記載されているものと認められるところ、このような相談・苦情等の申出に対する監督当局(金融庁)の具体的な対応・処理方針を開示すると、例えば、監督当局が、どの程度の申出内容であれば金融機関等に対して報告を求めるかといった情報や、重要視する度合いといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するものと認められることから、不開示とすることが妥当である(平成26年度(行個)答申第117号参照)。

4 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 平成29年10月16日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年11月30日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報を特定し、本件対象保有個人情報の一部が法14条2号及び7号柱書きに該当するとして一部不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書2に記録された保有個人情報で不開示とされた部分（本件不開示部分）を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報のうち、文書2に記録された保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、文書2は、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた特定会社に関する相談・苦情等について、その概要及び金融庁の対応方針を取りまとめた文書であると認められる。

本件不開示部分には、このうち、金融庁の対応・処理方針に関する情報が記載されているものと認められる。

相談・苦情等に対する監督当局の具体的な対応・処理方針を開示することとすれば、監督当局が、どのような申出内容であれば金融機関等に対して情報を提供するにとどめ、又はそれを超えて回答を求めるなどするのかといった情報が明らかとなり、その監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するものと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子